

リベラルなファシスト？ スペイン・ファランへの曖昧さとフランコ体制の性格

野上和裕

はじめに⁽¹⁾

フランコ体制は、不安定な体制と見なされ危機と共に語られてきた。

確かに第二次大戦後の国際的孤立状況下において、フランコ体制の生き残りは多分に僥倖によるものであった。しかしフランコ体制は、冷戦の勃発という契機を生かして、西ヨーロッパ諸国との外交関係を着実に回復した。その際に、フランコ体制は、スペイン内戦におけるキリスト教徒の反ポリシェヴィキ十字軍というイデオロギー上の出発点を敷衍して、自らを反共陣営の尖兵・歩哨兵として、アメリカ合衆国とヨーロッパ諸国に売り込んだ。具体的には、フランコ体制は、一九五〇年代、カトリックのカステイロ外相が中心になって、キリスト教的価値観に訴えることにより、ローマ教皇庁との国交回復を手始めに、国際社会への復帰を実現した⁽²⁾。さらに一九六〇年代には、自由主義的経済改革を進めてヨーロッパ経済との関係を深め、OECD諸国の中で日本に次ぐ第二位の高度経

済成長を実現するに至った。

このようにしてフランコ体制は、実際には戦後の国際政治において独自の地位を獲得し、国内経済政策においてもこれ以上ない成果を誇る事となった。フランコは、自己の死後に体制の存続させるために国家組織法を制定（一九六六年）し、それを国民投票にかけて国民の圧倒的な支持を誇示することによって体制の制度的安定性と正統性を確保し、さらに後継者にフアン・カルロス現国王を指名して、後継者争いの憂いもなくした。フランコ体制に対抗する反体制派は、総計でも弱体であり、相互対立による分裂状態であった。体制に対する批判やストなどの体制の機能を損なう行為はすべて治安法によって違法とされ、反体制派とその弁護士は特別裁判所である治安裁判所TOPによって処罰されていた。³⁾ テロ案件に関しては、軍法会議が所管することで、一九七五年のフランコ死の直前までテロリストに対する死刑判決が国際世論の反対にかかわらず下されていた。フランコ自身の言葉を借りれば、フランコ体制はまさに「固定された、しっかりと固定された (atado, bien atado)」のである。

しかし、フランコ体制の国際政治上の成功と経済政策の成果や、その体制の抑圧性が末期まで維持されていたのも関わらず、フランコ体制の存続は本来不可能であったはずだという解釈が相変らず有力視され、体制の弛緩と危機というイメージで語られてきた。そこで本稿は、「リベラルなフアランへ (talange liberal)」という形容矛盾の語句を手がかりに、体制の弛緩や危機論の相対化を図りたい。

第1章 問題の設定

第1節 変化と不安定の歴史観

まず、フランコ体制の変容と不安定性を過度に強調する歴史解釈を見てみよう⁽⁴⁾。

フランコ体制の変容や不安定性を当然視する歴史解釈の根拠は、それが、ポルトガルのサラザール体制と並び、第二次大戦の枢軸国側の敗戦にもかかわらず生き延びることができたヨーロッパ・ファシズム体制の希有な例とされた点にある。確かにフランコの独裁体制はヒトラーとムッソリーニがもたらしたものとさえいえる。ドイツ・ナチス政権とイタリア・ファシスト政権の軍事的支援を抜きにフランコ側の内戦の勝利を語ることはできない。また、ドイツがフランコを信頼したことが、彼が自分よりも年長の將軍たちを抑えてカウディージョになる決定的要因でもあった⁽⁵⁾。体制初期の制度設計もドイツ・ナチズムとイタリア・ファシズムの強い影響下で行われ、フランコ体制は、ファシズムから輸入した制度が支柱となっていた。一九三七年にファシズムを自認するファランヘに右翼諸党派が統合され、単一政党 *Frente de las JONS* (以下ファランヘ党) がつくられた⁽⁶⁾。ファランヘ党は、内戦中に共和国側により処刑された前身団体ファランヘ (*Falange Española*) の創設者であるホセリアントニオ・プリモ・デ・リベラを引き続き創設者として崇拝し、イタリアのファシズムと同様の国家コーポラティズムを形成したとされる。つまり、フランコ体制は、その出自・思想・制度のいずれにおいても、戦後西ヨーロッパでその正統性を失ったファシズムに他ならない体制と見なされたのである。

リベラルなファシスト? スペイン・ファランヘの曖昧さとフランコ体制の性格

(都法五十四—二) 二二七

しかもスペインは、ポルトガルと異なり国際的に孤立していた。ポルトガルの場合は、伝統的なイギリスとの経済的・戦略的結びつきに基づき、第二次大戦中に連合国側に傾斜し、戦後世界において西側の一員として、マール・プランによる援助対象国となり、NATOの一角として、西側の安全保障体制にも統合された。EECへの加盟は遅れたものの、それは独自の対外戦略に基づいた主体的な戦略の結果という意味合いが強く、EFTAへの加盟に見られるように、ヨーロッパの国際経済協力組織に、確固たる地位を占めた。それに比し、スペインのフランコ体制の場合は、第二次大戦直後国際連合で排斥決議がなされ、西ヨーロッパ諸国の駐西大使に対して本国への引き揚げが勧告された。先に触れたように一九五〇年代になって、ようやくヴァチカンとの国交が回復し、対米基地供与国となったことによりアメリカ合衆国との外交関係を強め、それによってようやく国際連合への加盟が実現した。国際経済においても、マール・プランの埒外におかれ、ヨーロッパ経済体制において、孤立した地位しか得られなかった。こうした初期の孤立イメージは現実の国際社会への復帰にもかかわらずフランコ体制期を通じて維持され、ヨーロッパ諸国の拒絶的態度を反映するものであった。スペインは、ポルトガルと異なり、ヨーロッパ志向が強くEECへの加盟を熱望していたが、フランコ体制下においては加盟申請が常に拒否され、スペインの加盟がEEC諸国の課題と見なされるのは一九七七年選挙後の三度目の加盟申請からであり、実質的な交渉はさらに民主化が進んだ後に持ち越され、最終的に加盟が実現するのは一九八六年まで待たなければならなかった。

それでは何故ファシズムとされたフランコ体制が生き残ったのか。この問題設定に対し、実はイデオロギイ的基盤が放棄されたといった解釈が有力となっている。⁽⁷⁾第二次大戦の末期に枢軸諸国の敗色が深まると、フランコ体制は、ドイツ・ナチズムやイタリア・ファシズムとの軍事的協力関係を糊塗し、ナチスがヨーロッパを席卷した際に発した「非交戦 non-belligerent」宣言を撤回して再び中立 neutrality を宣言した。それとほぼ同時期に、国内にお

いても、ドイツ・ナチスとの関係が深かったセラノ・スニエールが失脚し、ファシズムをまねたフランヘ式の敬礼が禁止された。ファランヘ党という名称も、内戦の終結前から頻繁に使われた国民運動 (Movimiento nacional) という名称に次第に取って代わられた。国民運動は、垂直的組合、女性部、青少年組織、大学組織などの付随組織が整備されたことにより、政党をイメージしやすいファランヘ党よりも適切な名称であるが、ファシズムとの結びつきを薄める語感を持っている。(国民運動は、イデオロギーやスローガンとしても使われているので、以降、組織を示す場合にはモビミアントと表記することとする。) ペインは、シンボルに関してファシズム的要素が弱められたことを超えて、体制の性格そのものが次第にファシズム的要素を払拭していったと主張する。この「脱ファシズム化」論は、論者によって細部で様々な異なる議論を含みながらも、もつとも有力なフランコ体制論の一つとなっている。

フランコ体制は、ファシズム的外見を次第に払拭していったのと並行して、体制の法制度の整備を進めた。この法制度整備には、国会設置法(一九四二年七月一七日)や国民投票法(一九四五年一月二二日)が含まれ、立法手続きのルール化が進められた。また、スペイン人の憲章 (Fuero de los españoles 一九四五年七月一七日) においては、表現の自由や居住の自由など自由権が限定的に認められた。こうした体制の制度設計に際して、フランコ体制は、カトリックの有機的社会論や内戦勃発前から存在する伝統主義思想を援用し、それらの思想家によって使われていた「有機的民主主義 (democracia orgánica)」をスローガンとして利用した。ペインは、これらの制度が自由民主国家との関係改善のために体制がまとった外装であると指摘する。さらに、法形式に沿った分析によれば、フランコ体制のこういった制度整備は、一定の民主的要素を体制に与えるものとされている。⁽⁹⁾このようにして、フランコ体制について、通常フランコの死に始まるとされる民主化の前にも一定の民主化が実現したかどうかを歴史解

積の一つの論点となつて来た。タウンゼンは、フランコ体制にも「変わらないためには変わらなければならない」という一般論が妥当するとし、その適応能力を重視して、内戦直後にナチス体制に比するほど極めて暴力的であったものの、その後半において他の西ヨーロッパ諸国とそれほど変わらない体制に転換したと主張する。このような生き残り戦略と民主化との関係が現在のフランコ体制論の焦点となつている⁽¹⁰⁾。

しかしながら、それらの変化がかつては常に体制の危機を裏づけるものと見なされていた。つまり、それぞれの制度形成や政策転換が環境の変化への対応であるが、その対応が表面的なものにとどまるので、それらの変化が引き起こした危機は解消しなかつたとみる見方である。第二次大戦直後の国際的孤立に対するカスティージョ外相を中心とした対外関係の再構築、一九五〇年代の大学でのフアランへの騒動や労働紛争の登場に対する内閣の再編と一九五六年のアレーセによる体制の制度化の模索、一九六〇年代の経済成長と社会的変化に対する国家組織法の制定や労働組合法の制定などの社会立法、フランコ自身の老齡化に対するフアン・カルロスの後継者指名とカレロー・ブランコの首相就任、カレロー・ブランコの突然の暗殺（一九七三年一二月）に対する後継首相アリアス・ナバロによる二月一四日の精神の発表など、フランコ体制がそれなりに大がかりな対応を迫られた政治的課題は多く存在している。ここで問題とする見解は、これらのフランコ体制が取り組まなければならなかつた課題がすべてその解決に民主化を必要とするものであり、そして実際にはそれらの対応が弥縫的で真の意味の民主主義を実現するものでなかつたので、課題の解決に至らなかつたものである。そのような視点からフランコ体制を捉えるならば、一九六〇年代の経済成長という成果でさえ社会集団の成長をうながすものとして体制の基盤を蝕むものであり、国際社会への復帰も西洋民主主義の影響の増大により体制を揺るがすものとなる。このようにすべての社会的変動や体制側の対応のネガティブな影響のみがクローズアップされることによって、フランコ体制は恒常的な危機にあ

つたと描かれているのである。

そのようなフランコ体制の恒常的危機の議論は先に触れた「脱ファシズム化」についても独特の把握がおこなわれる。フランコ体制がファランへの政治的退陣をもたらした画期として一九五六年の内閣改造・一九五七年のアレールセの退陣が取り上げられ、ファランへ勢力の縮小が体制の危機を示すといった評価が示されている。その後いわゆるテクノクラート層の抬頭により一九六〇年代の経済成長が実現したのであるが、そのことが体制の隆盛や再興と捉えられず、むしろ体制のコントロールの及ばない市民社会組織を生み出すことにより、体制の危機を深化させたことさえ評価されている。「有機的民主主義」の制度的整備も、かえって体制のルールを明確にしたために、反体制派の活動の余地を拡大したという評価もなされている。このように、フランコ体制に体制内部の変革と一定程度の民主化の進展があると認めても、なおかつ体制の不安定性や危機を強調し、一九七五年のフランコの死以前に体制が危機に陥っていたとする見方が強く示されている。そして、この危機によってもたらされた近隣組織などの「非政治的」市民社会組織の拡大や労働紛争は、たとえ明確に政治的な目標を掲げていなくても、独裁体制を弱体化させ、政府に反体制派との妥協を模索させたことと主張されている。

このようにして、フランコ体制論では、一方で体制の変容が主張され、他方で体制の危機のイメージが強い。体制変容は、生き残りのための「脱ファシズム化」が一般に前提とされる。つまり、枢軸国の敗戦が予想されるや否や、フランコ体制は直ちに「民主主義国」の外見を模倣したとされている。いわば、西ヨーロッパの民主主義との体制競争にいち早く白旗を揚げていたとされるのである。また、体制のコントロールの及ばない領域の拡大はそれだけで体制の「危機」と見なされている。課題に対する施策や措置がどのような意図に基づき、その政策目的がどの程度達成されていたかといった対応能力の検討が乏しく、それらの課題の究極の淵源が体制の民主化の欠如にあ

るかぎり、民主化をもたらさない「弥縫策」が体制をかえって危機に追い込むといった結論になる。

第2節 論理的矛盾とテーマの再提示

しかし、このようなフランコ体制の把握は、論理的な難点を抱えている。そもそも、フランコ体制のように長期にわたって存続した体制において、時間の経過と共に数多くの課題が浮上するのは当然であり、それらをすべて危機と把握するならば余命幾ばくもない体制が四〇年間も存続したといった直感に反する帰結を生んでしまう。たとえば一九五六年の内閣改造は確かにフランコ体制の性格に関わる問題をはらむものであったとされているが、その後高度経済成長を達成し、国家組織法の制定といった制度的固定化も進めていることに照らせば、フランコ体制が内閣改造後危機に陥ったとするがごとき評価は無理であろう。一九五六年の内閣改造はせいぜい危機への対応であり、少なくとも当面の課題の解決を達成したと評すべきであろう。実際、フランコ体制の危機といった評価は、体制の当事者の意識と大きくずれている。体制の治安機関の末端を担った県知事の報告書を見れば、末期になっても彼らが体制の安定性に自信を持っていたことがわかる。⁽¹²⁾「フランコ体制は危機の連続であった」といった表現は、レトリックとしての面白さがあっても、歴史分析の指標に使えない。

長期にわたる体制の存続は、その時々々の政治的課題の解決が必要になる。体制の安定性は、課題の存在そのものによって測られるものでなく、課題に対する施策や措置が政策目的を達成し得たかにも依存する。そして、課題の解決が弥縫策を超えて体制の制度的改革を必要とするとき、そこで行われる改革は、体制の不安定さを示すものといえず、むしろ体制を維持するものとなり得る。つまり「変わらないために変わらなければならぬ」とすれば、

体制の変容は変化と安定の二項対立で捉えるのが困難な問題となる。

そもそもリンスがフランコ体制を分析するために権威主義体制論を提示した際にもっとも重要な論点は、「限定的な政治的多元主義」であつた。⁽¹³⁾ 権威主義体制において単一のイデオロギー集団が他の勢力やイデオロギーを屈服させるのでなく、それらが整理されることなく併存する状況が誕生するのである。筆者も、フランコ体制の性格をもっともよく表すのはこのイデオロギー的に多様な多元的な勢力により権力が構成されることであると考える。もちろん、フランコ体制の研究において、権力を構成する勢力の間の抗争が描かれるのは一般的であつた。しかし、リンスの論理を敷衍すれば、そういった抗争が、バランサーを演じたフランコが意図的に多数派の形成の阻止していたことも手伝つて、決して他を圧倒する勝者を生まない、つまり抗争に決着がつかせない状態が放置されていた。さらにそれぞれの勢力は、状況に応じて体制の維持に貢献するよう求められていたため、体制の中にニッチを求めて自己変革を余儀なくされていたのである。

筆者は、こういった観点から「脱ファシズム化」論がフランコ体制の過度な単純化をもたらすと考え、これまで発表した論考⁽¹⁴⁾で、スペインのファシであるファランヘが国際的非難に対する素朴な反発を利用して大衆動員を行なうといった能力を誇示することにより体制に大衆的基盤を提供する役割に自らの生き残りのためのニッチを發見したと、ファランヘが近代化独裁の性格を有していたこと、ファランヘ・イデオロギーの読み替えにより、既存の勢力からのエリートとの交替と社会政策を基軸とした大衆統合の論理を提供したことを論じた。

ところで、フランコ体制においては、「リベラル」な知識人が体制のイデオログとして加わり、「リベラルなファランヘ」と呼ばれた。本稿は、「脱ファシズム化」論を批判的に再評価するために、「リベラルなファランヘ」という語句にその手がかりを求めるものである。

第2章 「リベラルなフアランへ」

「リベラル」と「フアランへ」という二つの語句の組み合わせは、明らかに形容矛盾である。「リベラルなフアランへ」という連語が使われるようになった経緯とそれに対する批判的検討を主にサントス・フリアの所説に従いながら提示しよう。⁽¹⁵⁾

フアランへは、ホセIIアントニオ・プリモリベラが創設した一九三三年より明示的にイタリア・ファシズムやドイツ・ナチズムをモデルとしていた。さらに、ホセIIアントニオは、伝統主義的要素も強かったとされているが、一層ファシズムに傾斜していたオネシモ・レドンドやラミロ・レデスマラモスのJONS（国家サンデイカリスト攻撃評議会）と合流して、議会制民主主義に対する攻撃を強め、暴力の行使も辞さなかった。ここにフアランへはスペインにおける紛れもないファシズムとなった。このように見れば「リベラルなフアランへ」は、「リベラルなファシスト」が形容矛盾である限り、同じくおかしな表現であるのは明らかである。ところが、この「リベラルなフアランへ」すなわち「リベラルなファシスト」とされる人々が内戦直後から一つのグループとしてスペインに登場し、しかもフアランへのイデオロギー的調琢および宣伝の中核を担ったのである。

まず「リベラルなフアランへ」とはいかなる人々であろうか。社会労働党に近い知識人で社会労働党系の理論誌といえるシステマ誌の編集長であったエリアス・ディアスによれば、「リベラルなフアランへ」とは、一九四〇年以後エスコリアルという文芸誌に集まったフアランへの知識人であり、その中核はディオニシオ・リドルエホ、ペドロ・ラインIIエントラルゴ、アントニオ・トバルである。⁽¹⁶⁾ さらに、エリアス・ディアスは、一九三九年に創刊

された政治学研究雑誌 (Revista de Estudios Políticos) の執筆者も同列に扱っている。なお、政治学研究雑誌は、政治学研究所というフアランへ党機関の主要雑誌であり、フアランへ党の理論的發展を担った主要雑誌であった。

次に「リベラルなフアランへ」が体制において担った役割は何であろうか。また、それはなぜ重要であったのだろうか。「リベラルなフアランへ」の基盤は、内戦勃発に際して、フランコ側の宣伝を担う集団として、セラーノ・スニエールのもとに集められた若いフアランへ党員であった。⁽¹⁷⁾一九三八年にリドルエホを部長とする宣伝部 (Prensa y Propaganda) が設立され、ラインを長とする出版部門に、内戦前からの自由主義知識人を含めた知識人が寄稿した。その際フアランへの文明評論・文芸誌として発行されたのがエスコリアル誌であった。つまり、フアランへの思想的な発展・文名評論、文芸活動を担ったのがこの「リベラルなフアランへ」であり、高名な知識人の寄稿を得ることにより、フアランへのイメージアップを図るものでもあった。

そもそも、フアランへは、ホセIIアントニオが内戦時の軍事蜂起計画への参加の罪で内戦勃発前に逮捕され、一九三六年一月に処刑されたため、理論的な支柱を失っていた。ホセIIアントニオは、一九〇三年生まれであり、元々思想家としてもまだ未成熟であった。それでもレデスマIIラモスを除けば他を圧倒する理論的指導者であった。なおレデスマIIラモスは、しばしばフアランへ党内で対立を引き起こし、党から離脱をしている。しかも内戦勃発に際して赤軍に捕らえられ裁判もなく処刑されており、レデスマIIラモスに理論的な指導者の役割を演じてもらうことも不可能であった。そのような状況下で、内戦初期にはホセIIアントニオの死が隠され、「偉大な不在者」としてカリスマ性が高められた。実際にはホセIIアントニオの思想はあまり知られていなかったが、かえってそのことは、ホセIIアントニオの思想を「解釈」して、現実の政治状況に対応して適切な理論的な指導を行なうといった知的作業を要求することとなった。⁽¹⁸⁾

「リベラルなフアランへ」が体制にとつて重要な点は、ホセリアントニオの「解釈」やフアランへの思想的発展に対して一貫性と合理性をもたらし、リベラルな要素を強めたことにあるとされている¹⁹⁾。ところが、それによりエスコリアル誌や政治学研究誌が内戦の勝利によって登場した体制から次第に距離を置くこととなった。他方で、体制のもう一つの支柱であったカトリックの伝統的な教義に基づく「スペイン行動 (Acción Española)」は、「リベラルなフアランへ」の政治学研究所に対抗する科学研究最高評議会 (Consejo Superior de Investigaciones Científicas) を拠点とし、その機関誌「樹木 Arbor」で知的活動を拡大した。

また、「リベラルなフアランへ」のリベラルさは、一九五一年六月にリドルエホが文部相となった際に明らかとなった。ライン・マドリド大学総長とトバル・サラマンカ大学総長の下で、大学の自由化が推進されたことは、学生運動を活性化し、体制を揺がす大問題となり、結局、一九五六年のリドルエホ、ライン、トバルの失脚と、リドルエホの体制からの離脱、内閣改造によるアレーセの権限縮小につながった。リドルエホやエスコリアル誌に連なるフアランへ知識人を「リベラルなフアランへ」と呼ぶことはこの時期以降六〇年代に確定した。

しかし、サントス・フリアは、後年の議論から遡及的にその性格を「リベラル」と規定することを批判する。そもそもエスコリアル誌が創刊されたのは一九四〇年であり、リドルエホたちは、さらにさかのぼって内戦期に自発的にフランコ側の宣伝をするために精力的に活動拠点を求めた。リドルエホらは、フランコ側の宣伝を強いられただけでなく、自らの知的能力を生かすべくサラマンカに集まったのである。エスコリアル誌での評論も、リベラルが生き残るために春秋の筆法を使っていたとは言いがたい。彼らは、直截にリベラル体制を否定し、全体主義体制の樹立を唱えている。つまり、「リベラルなフアランへ」がリベラルになるのは、後年の現象でしかなかったと言ふこととなる。「リベラルなフアランへ」の一九五六年の失脚は、彼らがリベラルであったことの結果であったと

言うよりも、むしろ彼らのリベラルな性格を強める契機となった。つまり、失脚により不遇の境遇に陥った際の精神的よりどころとして、リベラルであることが自己のアイデンティティに昇格したのである。そして、彼らは次第にファシズムや全体主義が思想的な魅力を失うにつれて、自分たちが当初からリベラルであったという歴史の塗り替えと、おそらくは彼ら自身の記憶の塗り替えを行っていった。

ただしサントス・フリアは、「リベラルなファランヘ」を一方的に断罪している訳でない。確かに、彼らの著作の動機や著作の内容は決してリベラルでなかったが、知識人として異なる主張に対して「リベラル」と呼ばれる態度をとっていたことを指摘する。実際、エスコリアル誌は、シャビエル・スピリ (Xavier Zubiri, 1898-1983) などの明らかな「非ファランヘ」の「リベラル」にも発表の場を提供していたのである。こうして「リベラルなファランヘ」は、主張の上のファシズムにもかかわらず行動の上でリベラリズムを維持していたのである。そしてこのことが、フランコ体制下でも思想の上での一定の多元性の確保に寄与したといえる。

サントス・フリアの鋭い指摘は「リベラルなファランヘ」についての考察をさらに刺激するものであるが、その所説に若干の補足が必要であろう。というのは、サントス・フリアは、エスコリアル誌創刊時の事情として、スペイン行動機関誌「スペイン行動 Acción Española」やカトリック系の主要紙「論争 El Debate」が発禁処分となっており、「リベラルなファランヘ」達が比較的自由に発言ができ、来るべき新国家の建設のための意欲的な執筆活動を目指したと推量している。しかし、フェラーリの研究に拠れば、当時伝統主義者の影響が強く、「リベラルなファランヘ」達にも「スペインにおける国民的新国家の生誕に際して栄光ある生粋の伝統主義の勢力の比類なき貢献」を認めるよう求められていた。⁽²⁰⁾ ラインも、一九世紀の伝統主義者メネンデス・ペレーヨをスペイン思想の集大成として賛美している。そうであったならば、「リベラルなファランヘ」達の初期の思想的制約は極めて強かった

こととなる。裏を返せば「脱ファシズム化」論においてファシズムが強かったとされている時期に思想的な正統性を持ったものは実は伝統主義であり、ホセIIアントニオの思想が自由に使われるようになるのはそういう伝統主義の拘束が弱まる一九五〇年代末からと言うこととなる。

こういった多様な意見の発表は、エスコリアル誌だけでなく、政治学研究誌を舞台にしても行われていた。先に挙げた社会主義知識人のエリアス・ディアスも政治学研究誌を主要な発表の場の一つとしていた。そこで次に政治学研究誌を主要な活動の舞台としたハビエル・コンデとレガスIIラカンブラを取り上げよう。

第3章 ハビエル・コンデとカウディーヨの理論

フランシスコ・ハビエル・コンデ (Francisco Javier Conde Garcia、一九〇八～一九七四) は、法哲学の教授としてマドリド大学で教鞭を執り、一九四九年から五二年に政治学研究所の所長を務めた学者であり、フランコの独裁者としての法的地位の理論すなわちカウディーヨの法学理論の形成者として、現実政治にも多大な影響を發揮した。コンデは、一九三八年の労働憲章 (Ley del Trabajo) の起草にも関わり、一九四五年のスペイン人の憲章では正式の起草者の一人であった。また、モビミアエントの事務局長を務めたアレセのブレインであり、内戦直後のベルリン訪問に同行している。

コンデは、次に述べるレガスIIラカンブラと同じく、オルテガと新カント派の影響を強く受け、ハンス・ケルゼンの法哲学に傾倒した。さらに、レガスIIラカンブラと同じく、カール・シュミットの法哲学に魅せられ、シュミット理論のスペインへの紹介者の一人となった。⁽²¹⁾

コンデは、スペインの新たな国家体制を「全体主義」と規定し、自由主義時代における公と私、国家と社会の區別を時代遅れの存在と捉えた。レッチリタビアは、コンデのカウデイヨ論をホセリアントニオのリーダーシップ論と比較する²²⁾。それによれば、ホセリアントニオにおいて、指導者は、非合理的な絶対者の地位を得て、被治者の意見に従うのではなく、統治者の判断で被治者の利害を判断して大衆を導く予言者の役割を与えられている。それに對し、コンデのカウデイヨ論²³⁾は、ウェーバーの社会学の知識を土台にし、合理的な様相を示している。まず、コンデにおいて、抽象的な法の支配と法の支配に基づく自由主義国家が否定される。コンデによれば、自由主義的な法の支配は、政治権力の極端な非人間化に他ならず、人間が（人間が作り出したものとはいえ、人格を持たない）機械的な法規範に従うことが求められる。恣意的な人間への服従よりも意思を持たない法への服従することが自由をもたらすというのは馬鹿げているとコンデは言う。コンデによれば、支配の三類型に見られるような被治者と統治者との間の多様な服従の根柢がそろったものがカウデイヨの支配となる。そこでカウデイヨの支配は独裁の対極にあり、理性、伝統、模範性などが備わることにより「正統性を帯びた支配」であり、「人格的つながりのある支配」「カリスマ性を帯びた支配」となる。

コンデは、フランコの権力がヒトラーやムッソリーニのそれと異なる性格を持つていると主張する²⁴⁾。ムッソリーニの権力の正統性は、国王によって最終的に賦与されたものであり、ヒトラーの権力は、選挙による正統性賦与があった。それぞれに既存の権力構造から授権されたものであり、それぞれに強い正統性と同時に制約を有している²⁵⁾と見なしている。他方で、フランコの権力は、内戦の勝利から発生したものである²⁶⁾ので、当初は個人的・カリスマ的支配である。この第一段階の支配が、モビメント憲章の発布（一九三九年七月）を契機に帰依と信頼に基づく第二段階に移行する。さらに、国会設置法、スペイン人の憲章、国民投票法の公布により、第三段階の最終段階へ

と発展する。国会設置法は、支配の合理化を示し、スペイン人の憲章は支配の目的が自由の実現にあること、ただしそれが第二共和制憲法にあったような個人の無政府的自由でないことを示すものとなる。そして国民投票に象徴される支配の制度化は、民主主義への接近を示している。ウェーバーの言うカリスマの制度化論と同じく、カリスマ的支配から合理的支配（合法的支配）への転換が期待されており、支配の合理化は究極的に民主主義をもたらすと見なしているといえよう。

それでもコンデのカウディオ論は、恣意的支配をルールに基づく支配に完全に転換させるものでなく、非合理的支配と合理的支配の混合でしかない。ましてや通常の意味での民主主義の樹立を目指すものではない。そもそもコンデの議論の目標は、フランコのカウディオの支配の根柢を法的に明らかにし、その限界を画することではない。フランコの権力の淵源は、内戦の勝利という物理的な事実にのみ着せられている。コンデがケルゼンに倣って法における存在と当為とを峻別しているのであれば、軍事的勝利が法規範を形成することはないのである。コンデの立論は、フランコの権力が神の恩寵といった認識不可能な超越的規範に基づくのではなく、ただ単に軍事力に基づいていることを示しているにすぎない。もともと、法的な裏付けが希薄であると認識していたとしても、コンデは、フランコの権力を否定するのではなく、現実の人々がそれに従っている状況を社会学的に把握している。そういったリアルな権力政治の認識がコンデの知的貢献である。

第4章 レガスIIラカンブラと「法治国家」

ルイス・レガスIIラカンブラ (Luis Legaz Lacambra, 1906-1980) は、一九三五年から一九六〇年までサンチア

ゴ・デ・コンポステーラ大学の法哲学教授を務め、一九四二年からは学長ともなった。その後マドリド大学に移籍し、法哲学と自然法を講じた。一九七〇年から七四年までは、政治学研究所の所長も務めている。すでに触れたように、当時の若い哲学者の常として、オルテガと新カント派に傾倒した後、ハンス・ケルゼンの法哲学に憧れ、ウィーンへの留学によって直接薫陶を受けている。その後、カール・シュミットにも傾斜し、スペインにおけるシュミット紹介者の一人となったものの、生涯ハンス・ケルゼンへの敬愛を捨てることがなかった。また、スペインにおけるデル・ヴェッキオ (Giorgio Del Vecchio) の紹介者ともなった。レガスーラカンブラは、ケルゼンとシュミットの学問を受け入れながらも自然法論者でもあったが、これにデル・ヴェッキオの受容がどのように関わっているのかは今後の研究を待ちたい。

レガスーラカンブラについては、そのナショナルサンディカリスモ (nacionalindicalismo 組合国家論)、法治国家論、ケルゼン主義について触れよう。

レガスーラカンブラは、一九三八年から一九四〇年にかけてナショナルサンディカリスモについて多数の論考を発表し、フランコ体制のナショナルサンディカリスモの法的構成を造りあげた。⁽²⁵⁾ そもそもレガスーラカンブラは、内戦前の一九三四年にもナショナルサンディカリスモの法的構成についての論文を発表しており、すでにある垂直組合を弁証すると言うよりも、新たな法的構成を構想するといった理論的志向が強い。レガスーラカンブラは、まず自由主義国家を否定する。有機的社会を形成するカトリックの社会教説と対比させて、機械的個人主義に堕していると思わずからである。また、激しい階級対立もフランス革命以降の現象として否定的に捉える。そこでレーラム・ノヴァールム (新しき事態) とクラトラジェンノ・アンノ (四〇年後) の二つの教勅に示されたコーポラティズムの社会秩序に共感を隠さない。しかし、レガスーラカンブラは、中世の身分制社会を拒絶する。中世において

は、国家と社会との区別が未だなされていないからである。ここで重要なのは国家である。国家は、すべての国民を包含し、その幸福を実現する任務を帯びているからである。ナショナルサンディカリスモにおける垂直組合は、国家によって創設された公法上の社団である。この点で垂直組合は、イタリア・ファシズムにおける組合と異なる。というのは、イタリア・ファシズムにおいて、組合は社会において作られたコーポレーションという二級の存在にすぎないからである。すなわちナショナルサンディカリスモにおける垂直組合は、国家による国民統合の社会的基盤の役割を果たすのである。つまり、国家の機能が乏しい中世社会・身分制社会およびイタリア・ファシズムと異なり、レガスリラカンブラが想定する国家は、垂直組合を通じて、全国民を統合し、その幸福実現を追求することとなる。他方で、ナショナルサンディカリスモは、ドイツ・ナチズムの労働戦線とも異なる。というのは、労働戦線は国家の一機関にすぎず、独立した法人格を有しないからである。このようにして、レガスリラカンブラは、国家と社会とが区別され、それぞれ自立性を持った社団国家、社団社会になっているという二重構造を想定し、両者を結び付ける領域としてナショナルサンディカリスモが存在することになる。

レガスリラカンブラは、その国家論の多くをカール・シュミットの法治国家批判に負つていた。⁽²⁶⁾そこで、法治国家に対する批判も自由主義国家に対する批判から派生することとなった。レガスリラカンブラは、自由主義国家と資本主義社会における階級対立、機械的個人主義、法治国家を一組のセットと見なしている。しかし、レガスリラカンブラにとって自由主義国家は法治国家の枠内でしか実現しないが、法治国家は自由主義国家以外でも成立可能であった。そこで法治国家は、自由主義法治国家と社会的法治国家に区分されることとなる。後者の社会的法治国家は、法治国家でありながら、法が機械的なものに終わらず、社会的な目的を実現する内容を兼ね備えたものとなる。そういった社会的法治国家論は、戦後の西ドイツ法学において発達したものと同名であるが、その内容は大き

く異なる。というのも、レガスIIラカンブラの社会的法治国家においては、社会的必要性を確定する最終審級がカウディーヨすなわちフランコであったからである。そうするとカール・シュミットが主張したように自由主義法治国家が社会的法治国家に席を譲ることになるかと言えば、その点についてもレガスIIラカンブラは異なった論理構成を取っている。端的に言えば、両方の法治国家が併存可能なのである。社会的必要性が高まりそれがカウディーヨによってくみ取られたとき、カウディーヨは、法を変更することとなる。しかし、そういった事態は例外である。通常は自由主義的法治国家の機械的な法体系でかまわないとされる。確かに、デウス・エクス・マキナとなる独裁者が必要ときに法を自由に変更できると国家と法は、我々が常識的に捉える法治国家でも法の支配でもなく、決して民主的でない。しかし、独裁者がフランコのように慎重で抑制的な行動をとる性格であったならば、法の運用としては自由主義法治国家つまり普通の意味の法治国家に近づくといえよう。

レガスIIラカンブラ論の最後に、彼のケルゼン論⁽²⁷⁾をもとに、彼が自然法と実定法の関係をどのようにしたいと考えていたかを取り上げよう。フランコ体制において、カトリック教会が神の法の名の下に実定法体系に介入を図ったことは、体制の制度化にとってマイナス要因となっていた。第二次大戦後ラトブルフが反ナチスの立場から自然法主義に転換し、ドイツなどでリベラリズムや民主主義と新自然法主義が結合したのと異なり、スペインでは自然法論は明らかに伝統主義、反リベラリズムと結びついていた。

レガスIIラカンブラの自由主義国家の否定は、その実定法の内容が空虚だからである。⁽²⁸⁾ そのことは、これまで取り上げてきたように、レガスIIラカンブラがカトリックの社会教説に強い影響を受けていることから推測できることであろう。ところが、レガスIIラカンブラは、ケルゼンの議論を否定せず、むしろスペインへの適用を真剣に考えていたといえるのである。まず、レガスIIラカンブラは、ホセIIアントニオもケルゼンの思想を受け入れ、そ

の「国民革命」実現の根拠としようとしていたと指摘する。つまり、法実証主義が法を社会改革の道具と見なす点を根拠に肯定されているのである。このように一般論としてケルゼンの主張を正当化した上で、レガスIIラカンブラは、ケルゼン流の法の階続性と一体性が憲法判断に必要な不可欠であることを強調する。しかも、その例として第二共和制における憲法保障裁判所（いわゆる憲法裁判所）を上げている。レガスIIラカンブラは、ケルゼンを援用して、法律の判断に際して、抽象的な一般法を上位法においてざつくりした判断を下してはならないとし、上位法と下位法との間の緻密な突き合わせと、法技術的な調琢を求め、それが法の安定を確保するものとしている。

このような技術に傾斜した緻密な法解釈を要請しているのであれば、レガスIIラカンブラが自然法論を採用しているとしても、その意味はカトリック的な神の法による実定法の統制というイメージと大きく異なってくる。エリアス・ディアスは、レガスIIラカンブラに依拠しながら自然法の政治的影響を論じているが、その際近代自然法の中核としているのがフランス革命やアメリカ独立革命に示された天賦人權説である。⁽²⁹⁾レガスIIラカンブラが抽象的な一般法が上位法として下位法を規定することを否定していたとすれば、このことは、実際の法解釈においてリベラルな意味を持つていたといえる。というのは、フランコ体制において、カトリック教会が神の法の名において実定法の効力を否定し、神の法に合わせて判決を下すようにと言う圧力を裁判所にかけていたからである。そして、裁判所もその圧力に屈して実定法を無視して神の法の名において判決を下さざるを得ないという苦衷をなめていた。教会の要求する神の法は抽象的で曖昧であったがために、フランコ体制下の裁判所はその適用を何とか回避しようと工夫を重ねていた。⁽³⁰⁾レガスIIラカンブラが「法治国家の再構築のために」ケルゼン主義の適用を求めたのは、カトリック教会の介入を排除して、司法権の独立性を確立するという実務上の要請に見合うものであったといえよう。⁽³¹⁾

暫定的な結論

「リベラルなファランヘ」という形容矛盾で表された知識人は、果たして「リベラル」なのか「ファシスト」なのか、あるいはスペインに限って「リベラル」と「ファシスト」とが結合するのだろうか。この問いに答えるには、コンデとレガスIIラカンブラという二人の事例だけで結論を出すのは早計かもしれない。しかし、この二人に限っては、サントス・フリアが「リベラルなファランヘ」について指摘したのと同じく、体制初期の活動において、「リベラル」を攻撃し、独自の体制を構想しながらも「ファシズム」に親近性を持っていたことが否定できない。コンデの論文を編纂しているモリーナが指摘するように、国外（パリ）にいたコンデが内戦に際してフランコ側に飛び込んだことは否定できないものの、コンデが社会主義者であったという前歴のために体制への忠誠の証を立てなければならなかったという事情もコンデがファシズムに接近した理由の一つかもしれない⁽³²⁾。ロドリゲスが指摘するように、レガスIIラカンブラの法治国家に対する態度はおおきく揺れているかもしれない⁽³³⁾。しかし、個別の課題に関する政策論としての提案が変化するかもしれないが、ウィーン学派の影響下に造りあげられた彼らの基本的な論理構成は、一貫した体系を維持していた。この点でコンデもレガスIIラカンブラも、サントス・フリアが取り上げた哲学者よりも一貫した論理を構築していると考えられる。コンデは、政治法・政治学の分野での理論的發展に寄与するが、そこで宗教依拠せずに人間性に基づいた現実主義的な政治認識を維持する⁽³⁴⁾。レガスIIラカンブラは、すでに示したように、ケルゼンに対する態度が一貫している。もちろん新カント派哲学やウィーン学派の法哲学自体が、リベラルにもなり得るし、反リベラルにもなり得るのである。そのような論理性のレベルでの整合性が貫

かれている点は、一九世紀以来積み重ねられてきた自由主義国家とその法体系の運用において必要不可欠であったのである。そういった意味でフランコ体制が安定し、それまで積み重ねられていた制度や実定法の法体系を運用するためには、「ファシズム」のイデオロギーの背後に隠されていた「リベラル」の要素が決定的に必要なしたのである。それを裏付けるように、レガスIIラカンブラについての法学者達の随筆集は、レガスIIラカンブラがリベラルであったことを当然の前提として書かれている⁽³⁵⁾。

「リベラルなファランヘ」は、実質的にリベラルに移行したかもしれないが、ホセIIアントニオの思想的系譜に連なるファランヘであった点で、フランコ体制が勢力間の矛盾を矛盾のまま残しているという性格を反映する。コンデやレガスIIラカンブラなどの「リベラルなファランヘ」の法学者が体制から離脱したとされるリドルエホなどの哲学者と異なるのは、コンデやレガスIIラカンブラが体制の主流に居続けたことである。さらに、レガスIIラカンブラは、スペインの社会法の先駆的な研究者であり、一九六〇年代末からの労働立法に大きな影響を与えた。フランコ体制においては、法制度の改革も体制初期からの論理一貫した法体系の延長上に推進されているのである。こうして、フランコ体制においては、外部からは矛盾しているとみられるはずの一連の構想が、体制初期からの論理一貫した法体系のなかに統合されていると認識されていた。そのことがかえって根本的な改革の必要性を否定する議論につながり、フランコ体制の末期に至るファランヘの政治家の（司法の世界においては現在に至る）保守性を作り出したのかもしれない。

最後に、彼らの残した遺産のなかでもサントス・フリアがエスコリアル誌について述べてように、彼ら自身がリベラルを攻撃する文章を残したとしても、彼らが作った知的世界がリベラルに継承され、そして、反ファシズム・反ファランヘ、反伝統主義の学者を養成し、それらに活躍の場を与えたことも見逃せない。ジュネーブの法律家協

会がフランコ体制に法の支配がないと非難した際、それに対抗してフランコ体制における法治国家を主張するパンフレットを作成したのが政治学研究所であったが、ジュネーブ法律家協会と同様の論理で法の支配が民主主義を必要とするとしてフランコ体制を告発するエリアス・ディアスの論文が掲載されたのも、同じく政治学研究所が発行する政治学研究雑誌であったのは、そのことをもつともよく象徴しているだろう。

このようにスペイン・ファシズムIIフランヘが実質的にリベラルな要素を払拭しえない曖昧さを持っていたことは、かえって体制の生存能力の高さと改革論の強さの基礎となっていた。ただそれが体制の民主化に与えた貢献については別稿に譲ろう。

(1) 森山茂徳先生と酒井享平先生には大変お世話になりました。拙い論文ですが、本稿によってお二人の先生のご健勝と今後の一層のご活躍をお祈りいたします。

(2) スペイン外交におけるカトリックの重要性については、細田晴子『戦後スペインと国際安全保障―米西関係に見るミドルパワー外交の可能性と限界』(千倉書房、二〇一二年)を参照。

(3) Aguilu, Juan José del, *El TOP: la represión de la libertad (1963-1977)*, (Barcelona: Planeta, 2001).

(4) フランコ体制を概観する簡便な入門書として、若松隆『スペイン現代史』(岩波書店、一九九二年)を上げておく。

(5) フランコと他の將軍の關係が初期に緊張をはらんでいたことは有名だが、それを根拠に体制の不安定性を論じた例として Preston, Paul, *The Politics of Revenge: Fascism and the Military in Twentieth-Century Spain*, (London Boston: Univ. of Hyman, 1990) を挙げておく。

(6) スタンリー・G・ペイン著小箕俊介訳『フアランヘ党―スペイン・ファシズムの歴史―』(れんが書房新社、一九八二年)ただし原著は一九六一年刊)。

(7) Payne, Steley G., *Fascism in Spain, 1923-1977*, (Madison, Wisconsin: The University of Wisconsin Press, 1999).

(8) Cañellas Mas, Antonio, «Las Leyes Fundamentales en la construcción del nuevo Estado», en Alvaro Ferrary y Antonio Cañellas, coords., *El régimen de Franco. Unas perspectivas de análisis*, (Pamplona: Ediciones Universidad de Navarra, 2012),

- pp. 219-251.
- (9) Ferrando Badía, Juan, *El régimen de Franco*, (Madrid: Tecnos, 1984).
 - (10) Townson, Nigel, *¿Es España diferente? Una mirada comparativa*, (siglos XIX y XX), (Madrid: Taurus, 2010).
 - (11) Radcliff, Pamela Beth, *Making Democratic Citizens in Spain: Civil Society and the Popular Origins of the Transition, 1960-78*, (London: Palgrave Macmillan, 2011).
 - (12) Cazorla Sanchez Antomo, *Fear and Progress: Ordinary Lives in Franco's Spain, 1939-1975*, (Chichester: Wiley-Blackwell, 2010), *idem.*, Townson Nigel. (ed.) *Spain Transformed: The Late Franco Dictatorship, 1959-1975*, (Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2007). 筆者が、アルカラ・デ・エナレスの行政史料館で閲覧した県知事からの内務省宛の年次報告書を読んだことが見たが、同様の感想を持った。
 - (13) Linz Juan J., "An Authoritarian Regime: Spain", in Allardt Erik and Rokkan Stein, eds. *Mass Politics. Studies in Political Sociology*, (New York: The Free Press, 1970), pp.251-283.
 - (14) 野上和裕「ファシズムと権威主義体制—スペイン・フランス体制をつらて—」『法学会雑誌』第五〇巻第二号（二〇一二年）、「権威主義体制とスペイン—歴史研究—フランス体制につらて—」『法学会雑誌』第五〇巻第一号（二〇〇九年）
 - (15) 「リベラルなフランシスコ」の考察におらつた Julia, Santos, *¿Falange liberal o intelectuales fascistas? en Claves de razón práctica*, 121 (abril, 2002), pp.4-13. の所説に基本的に従った。ただし、フリーアは、問題関心が「歴史的記憶」にあり、文芸評論に焦点を当ててつらてゝ。本稿のオラにコンデとレガズとヒラカンブラの二人の法学者、政治学者の活動にまつフリーアの所説を適用するのは、筆者の責任である。
 - (16) Díaz, Elias, *Pensamiento español, 1939-1973*, (Cuadernos para el Diálogo, 1974), p.27.
 - (17) Beneyto, Juan, *La identidad del franquismo. Del alzamiento a la constitución*, (Madrid: Ediciones de El Espejo, 1979).
 - (18) Diego, Álvaro de, *José Luis Arrese o la Falange de Franco*, (Madrid: Actas, 2001).
 - (19) Díaz, Elias, *ob. cit.*
 - (20) Ferrary Álvaro, *El franquismo: Minorías políticas y conflictos ideológico (1936-1956)*, (Pamplona: Universidad de Navarra, 1993), pp.106-112.
 - (21) López García José Antonio, *Estado y derecho en el franquismo. El nacionalismo: F.J. Conde y Luis Legaz Lacambra*, (Madrid: Centro de Estudios Constitucionales, 1996).
 - (22) Reig Tapia, Albert, "Aproximación a la teoría del caudillaje en Francisco Javier Conde", *Revista de estudios políticos* (Nue-

- va Época), Núm.69, Julio-septiembre 1990, pp.61-81.
- (23) ロンチのカウチーニ論の原文より「ザ・コンデ、Francisco Javier, “Espejo del caudillaje”, (1941), en Conde, Francisco Javier, *Escritos y fragmentos políticos I.*, (Madrid: Instituto de Estudios Políticos, 1974), pp.365-394. を参照した。
- (24) Conde, Francisco Javier, “Representación política”, (1945), en Conde, Francisco Javier, *Escritos y fragmentos políticos. I.*, (Madrid: Instituto de Estudios Políticos, 1974), pp.417-455.
- (25) もっとも有名なものは *Introducción a la teoría del estado nacionalsindicalista*, (Barcelona: Bosch, 1940) に所収の論文であるが、入手がかなわなかったので *Cuadro estudios sobre sindicalismo vertical*, (Zaragoza: Ministerio de Organización y Acción Sindical, Sección de Estudios y Publicaciones, 1939), *Estudios de doctrina jurídica y social*, (Barcelona: Bosch, 1940) 所収の論文を参照した。
- (26) Luis Legaz Lacambra, El estado de derecho, en *Revista de administración pública*, Nº 6, 1951, págs. 13-14
- (27) Legaz Lacambra, Luis, “La influencia de la doctrina de Kelsen en la ciencia jurídica española”, *Revista de estudios políticos*, Núm. 96, 1957, pp. 29-40
- (28) Legaz Lacambra, Luis, *Estudios de Doctrina Jurídica y Social*, pp. 118-119.
- (29) Elías Díaz García, “Sentido político de iusnaturalismo”, *Revista de estudios políticos*, Núm. 124, 1962, pp. 65-80.
- (30) Bastida Francisco J. *Jueces y franquismo. El pensamiento político del Tribunal Supremo en la Dictadura*, (Barcelona: Ariel, 1986).
- (31) Legaz Lacambra, Luis, “La influencia de la doctrina de Kelsen”, p.40.
- (32) Molina, Jerónimo, introducción a *Teoría y sistema de las formas políticas*, por Francisco Javier Conde, (Granada: Comares, 2006).
- (33) Rodríguez, Jesús P., *Filosofía política de Luis Legaz Lacambra*, (Madrid: Marcial Pons, 1997).
- (34) ロンチの著作は‘死後’ Conde, Francisco Javier, *Escritos y fragmentos políticos*, (Madrid: Instituto de Estudios Políticos, 1974). にまとめられた他‘最近こまごまつくろヒ・モリーナたちの主要著作が編纂された’ Conde, Francisco Javier, *Teoría y sistema de las formas políticas: ídem. Introducción al derecho político actual*, (Granada: Comares, 2006); ídem, *El hombre, animal político*, (Madrid: Encuentro, 2011).
- (35) (varios), *Luis Legaz Lacambra: figura y pensamiento*, (Madrid: Facultad de Derecho, Universidad Complutense de Madrid, 1993). なお‘同様のことはフランコ時代にレカスロ・カンプラを記念して開催された国際シンポジウムでもよく見うかがえる’

Estudios jurídico-sociales: homenaje al profesor Luis Legaz y Lacambra, (Santiago de Compostela: Universidad de Santiago de Compostela, 1960).

- (38) Elías Díaz García, "Teoría general del Estado de derecho", *Revista de estudios políticos*, Núm. 131, 1963, pp. 21-48.